

3 金 沢 志 津 夫 議 員

- 1 町の津波対策は
- 2 町の歳入不足対策は
- 3 経済政策と産業振興について



1 町の津波対策は

2月26日、政府の地震調査委員会は、今後30年以内の地震発生確率の長期評価を発表しました。東日本大震災型の超巨大地震の発生確率はないものの、太平洋日本海溝沿いでマグニチュード7から8弱のプレート地震が起きると予想しています。

日本海側においても、北海道北西沖と西方沖にマグニチュード7.8の地震を引起こすプレート帯があり、南西沖地震と同等の津波を発生させる可能性が十分に考えられます。

さらに、岩内沖と寿都海底谷、泊から神恵内沖にかけては地震を発生させる恐れのある海底活断層群があり、これらが連動して地震が発生し津波が襲来した場合、岩内町は甚大な被害を受ける可能性が容易に想像できます。

岩内町は、北海道が示した地震による最大津波予測は雷電沖で15.5メートルであり、岩内港で最大6.87メートルの津波が襲来し、町の3分の1で水没が想定され、甚大な被害が予想される為、津波対策は緊急の課題であることから質問いたします。

1、町が作成した防災ハンドブックによると、よれば、津波の浸水予測範囲と到達時間、最大遡上高は示されているが、具体的な被害想定はなく、危機管理意識が感じられません。

津波浸水区域では具体的には道路や家屋、車両、船舶、人的被害が想定されるべきですが、津波シミュレーションはどのように作成されておりますか。

2、津波浸水区域には、野東川から上流に遡る津波の範囲が示されているが、東日本大震災では遡上する津波の破壊力は想像を絶するものであり、周辺への被害も甚大と考えられる事から河川の改修など最大限の対策を講ずるべきですが、具体策は何か。

3、町はこれまで地震、津波を想定した避難訓練を2回実施していますが、暴風雪時などの過酷訓練や、住民の避難誘導など複合的な災害訓練は繰り返し実施するべきですが、今後の取組みは。

4、備えあれば憂い無しで、最大の防御を考えれば離岸堤や防波護岸の設置は住民の安全を守る唯一の安心策です。

ソフト面だけでなくハード面の対策を急ぎ、国や道への要望をさらに加速させるべきと考えるが、町の対応を伺います。

【答 弁】

町 長：

町の津波対策について、4項目のご質問であります。

1項めは、津波シミュレーションはどのように作成されておりますか、についてであります。

岩内町防災ハンドブックに掲載した津波シミュレーションについては、北海道が平成29年2月に試算し公表したもので、平成22年3月に北海道が公表した日本海沿岸の津波浸水予想図と、その後、平成26年8月に国が公表した日本海における大規模地震に関する調査検討会の報告をベースに、新たな検討が加えられたものであります。

この検討に際して北海道は、国から公表された津波断層モデルを基に、国の試算では断層面の中で大きく滑る領域を断層の一部としていたものから、断層全域の浅い部分に拡大し、2つの津波断層モデルが連動するケースなどの考察も加え、現状で予想しうる最大の津波をシミュレーションしたものであります。

このシミュレーションでは、日本海沿岸の全区域での、水面が最も高い位置にきたときの地面までの高さである浸水深や、主要な地点での、海岸線から陸域に津波が遡上した場合の最高到達点の高さである最大遡上高と、第一波が到達するまでの時間などが試算されております。

なお、町としては、この公表結果をいち早く、広く町民に周知するため岩内町防災ハンドブックに掲載したところであります。

2項めは、津波浸水区域には、野東川から上流にさかのぼる津波の範囲が示されているが、河川の改修など最大限の対策を講ずるべきですが、具体策は何か、についてであります。

北海道が公表した日本海沿岸の津波浸水想定は、現状で予想しうる最大の津波により浸水する範囲と浸水深などを想定したもので、野東川河口付近では、最大遡上高5.16メートルを想定し、河口から運上屋川合流地点付近の野東地区、清住地区及び相生地区が浸水するとされています。

この津波浸水想定区域においては、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、国が策定した基本指針により、人命を守るという考えのもとに、地域ごとの特性を踏まえた総合的な施策による津波防災地域づくりを検討し、津波対策を効果的に推進することとしております。

新たな津波対策の構築にあたっては、基本的に2つのレベルの津波を想定する必要があるとされており、1つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する数百年から千年に1回程度の極めて低い頻度で発生する、予想しうる最大クラスの津波であり、もう1つは、構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ施設等の建設を行う上で想定する数十年から百数十年に1回程度の比較的発生頻度が高い津波であります。

北海道が公表した津波浸水想定は、予想しうる最大クラスの津波の発生をもとに想定したもので、その対策としては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心としたソフト対策を充実強化することが重要とされております。

したがいまして、河川上流に遡上する最大クラスの津波による浸水に対する河川改修などの具体策については、現時点では、河川改修を行うまでの考えには至っておりませんが、今後、国又は北海道から、新たな津波シミュレーション

ン分析結果や知見など、地震津波に関する重要な防災情報が得られた際には、安心して暮らせる安全なまちづくりの観点から、町全体の津波防災・減災対策を、より効率的かつ効果的に進める中で、河川改修の必要性も含め、対策全般について検討してまいります。

3項めは、複合的な災害訓練は繰り返し実施するべきですが、今後の取組みは、についてであります。

地震津波災害や土砂災害などの自然災害を想定した防災訓練については、東日本大震災や、全国各地で多発する大規模災害などを踏まえ、本町においては、防災対策の最重点課題として平成28年度より実施してきております。

こうした防災訓練を繰り返し実施することは、町民の防災意識の向上や、災害時のいざというときの避難行動につながるほか、災害業務に従事する職員の技術向上と、役場、消防署、警察署など防災関係機関の連携強化にもつながることから、災害の種類や訓練想定、訓練対象区域などを検討した中で今後も継続実施していきたいと考えております。

4項めは、離岸堤や防波護岸の設置は住民の安全を守る唯一の安心策です。国や道への要望をさらに加速させるべきと考えるが、町の対応を伺います、についてであります。

これまで、町として、離岸堤の設置等の海岸保全対策について検討してまいりましたが、町の事業としての整備は多額の費用を伴うことから困難な状況にあるため、あらゆる方向性から整備手法を検討した結果、野東から敷島内の海岸が国道に接していることから、国の道路事業としての実施を協議し、現在、野東海岸の大型防波護岸の整備が進められているところであります。

いずれにいたしましても、異常気象に起因する越波や海岸浸食、さらには津波から地域住民の生命、財産を守る海岸保全対策は大変重要と認識しておりますので、海岸保全対策全般の整合性や実現性から事業手法等を検討するとともに、引き続き、国に対する要望や港湾区域に隣接していない海岸を管理する北海道との協議を行うなど、問題解消に向けた取組みを継続してまいります。

< 再質問 >

1項めの津波浸水区域では、具体的に道路や家屋、車両、船舶、人的被害が想定されるべきですが、津波シミュレーションはどのように作成されておりますかという質問をいたしました。それについて、具体的な想定が、答弁されておられません。

想定されていないとすれば、町として想定をする必要があるのではないかと思いますので、答弁を求めます。

また、例えば東京湾に津波がきた場合、どれぐらいが、被害があるかとか、何名が、亡くなるとかっていうことが、日本全国で、そういうシミュレーションがされていると思うんです。例えば、南海トラフ地震だとか、西南海トラフ地震だとかっていう、そういう津波がきた場合のそれぞれの地域で、それぞれの津波想定、シミュレーションというのはあるはずなのに、岩内の場合はそれがあろうか。

再度、お伺いします。

【答 弁】

町 長：

津波シミュレーションでは、津波浸水区域での道路や家屋、車両、船舶、人的被害はどのように想定しているのか、想定されていないとすれば町として、想定をする必要があるのではないのか、についてのご質問であります。

津波被害の想定につきましては、町が単独で想定することは困難であります。が、北海道が、太平洋沿岸の津波シミュレーションの作成を優先して現在行っており、その後、日本海海域の津波被害想定に着手する予定と伺っております。

したがいまして、町といたしましては、北海道に対し早期の被害想定が行われるよう、要望してまいります。

2 町の歳入不足対策は

岩内町一般会計予算は、前年度より減額の7億1千万円が計上されました。

町の財政は、人口減などにより町税収入が1.5パーセントの減収、一般家庭の貯金に当たる各種基金も毎年減少、歳入の半数以上を地方交付税や、国や道からの支出金で賄われている財政状況が続いています。

町の歳入不足は、町民の生活を維持する総てに悪影響を与えるもので、住民サービスの低下は地方自治の本旨に関わる問題でもあります。

そこで質問いたします。

1、町税収入を柱とした歳入の見通しと、収納率の推移について。

2、財政調整基金など積立金の増額で町の財政力を補強する対策は。

3、ふるさと納税基金は増額傾向にあるが、更なる事業の推進と対策について。

4、町債は町の借金を増加させる根源であり、許容範囲と現在の町の負債額について。

5、町が保有する財産と売却可能な不動産、企業誘致の取組みの現状と対策は。

6、新聞報道では、2045年の岩内町の人口推計は5,834人で、人口が半分以下になる自治体の1つとされています。

人口減少に伴い、行政のスリム化、効率化、機構改革などは当然視野にあるものと思われるが、その判断時期はいつか、お伺いします。

【答 弁】

町 長：

町の歳入不足対策は、について6項目のご質問であります。

1項めは、町税収入を柱とした歳入の見通しと、収納率の推移について、であります。

まず、町税全体の収入につきましては、平成26年度では約12億4千万円に対し、平成30年度は約11億8千万円と見込まれ、年度間での増減はあるものの、この5年間で約6千万円の減収で推移しております。

この主な要因は、法人町民税や町たばこ税の減収であり、地域経済の景気回復の遅れと、町民のたばこに対する意識の変化によるものと推測しており、今後も、町税全体の減収傾向が続くものと推察しております。

次に、地方交付税につきましては、主に普通交付税になりますが、年々交付額が減少する中、平成30年度では微増となったものの、今後も依然として低位で推移する見通しであり、年度間での若干の増減はありますが、基本的には人口減少などに伴い、減少傾向で推移していくものと捉えております。

その他の主要な歳入では、国庫支出金や道支出金になりますが、これは各事業の業務量や制度改正などにより各年度における交付額も増減することから、見通しについては難しい状況であります。

いずれにいたしましても、歳入の確保は財政運営上、非常に重要でありますので、地域経済の活性化を図りながら、町税の底上げや、各種交付金などの財源確保に、より一層努めてまいります。

また、町税全体の収納率につきましては、平成26年度では97.16パーセントに対し、平成30年度は97.79パーセントと0.63ポイント上昇が見込まれ、年々上昇傾向であり、今後につきましても、公平負担の原則に従い、現在進めている納期の改正による滞納整理期間の活用を図り、なお一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

2項めは、財政調整基金など積立金の増額で町の財政力を補強する対策は、についてであります。

財政調整基金などの各基金の積立につきましては、通常3月末において、指定寄附金や各基金の運用利息を積み立てて、積み立てるところであります。それらを増額するにあたっては、その財源が必要となってまいります。

しかしながら、現状では、補正予算の一般財源に財政調整基金を充てているため、その財源確保が困難な状況となっております。

こうしたことから、その対策として、事務事業の見直しや、公共施設の適正な配置の検討など、人口規模に合わせた効果的かつ効率的な財政運営への転換を図っていく必要があります。それらの効果が現れ、繰越金などにより財源を捻出し、計画的に基金へ積み増しできるよう努めてまいります。

3項めは、ふるさと納税基金は増額傾向にあるが、さらなる事業の推進と対策について、であります。

本町におけるふるさと納税の推進にあたっては、道内外へのPR活動が重要と考えており、これまでも、都営地下鉄新宿線への広告の通年掲出や、ファミリーレストランに設置される情報誌への掲載、札幌地下歩行空間でのパネル展示など、様々な活動を展開してきたところであります。

特に全国2,400店舗のファミリーレストランへの情報誌の設置は、寄附者からの反応も多く、効果を実感しているところであり、また、国内最大級の

福利厚生会員向けの会報誌や、日本でも知名度が非常に高い週刊誌への掲載も新たに予定しており、より大きな反響を期待しているところでもあります。

今後も引き続き、地元産業の活性化につなげるためのアイデアを事業者や関係者と共に出し合いながら、事業拡大に取り組むとともに、寄附者への感謝の意を表す特典企画や情報発信等を継続的に実施しながら、町を応援していただける方々を意識した事業運営に努めてまいります。

4項めは、町債は町の借金を増加させる根源であり、許容範囲と現在の町の負債額について、であります。

地方債の借入れにあたっては、各年度における事業量や、事業の緊急性のほか、効果的な財政手法として、過疎対策事業債や辺地対策事業債など地方交付税への措置率を考慮した中で、借入れを実施しているところでもあります。

平成29年度末の地方債の残高においては約106億1千万円に対し、平成30年度末では約104億2千万円と1億9千万円減少する見込みとなっております。

これは、本年度の地方債の借入額に対し、町債償還元金が増えたことによりありますが、今後につきましても、現時点では年間10億円程度の町債償還元金で推移するため、地方債の借入額の許容範囲は設定していないものの、事業の必要性や緊急性などを十分考慮した中で、町債償還元金よりも借入額を抑制し、地方債の残高が減少するよう努めてまいります。

5項めは、町が保有する財産と売却可能な不動産、企業誘致の取組みの現状と対策は、についてであります。

町が保有する財産につきましては、公有財産では、土地や建物の不動産や温泉権などの物件、出資による権利などがあります。

物品では除雪車やバス、乗用車などの車両のほか、各種システムや装置などがあり、また、基金では、財政調整基金のほか17基金の現金などに区分されており、それぞれ各担当所管において、財産を管理しているところでもあります。

その中で売却可能な不動産につきましては、公有財産での区分が普通財産である土地や建物のうち、町が今後、行政目的が無いと判断し、売却可能と位置付けたものとなりますが、直近での一般会計の売却実績としては、土地では役場庁舎跡地や、イワナイリゾート用地の一部、東大浜団地跡地などを、建物では、スキー場ヒュッテや旧教員住宅などをそれぞれ売却し、平成28年度からの売却金額の合計は約1億7千万円となっております。

また、今後の売却可能な不動産につきましては、主に町営住宅跡地となりますが、栄団地跡地では約6,300平方メートル、相生団地跡地で約4,200平方メートル、西宮園団地跡地で約2,300平方メートル、島野団地跡地で約3,800平方メートルがあり、今後も、東相生団地跡地が新たに追加される見通しとなっております。

次に、企業誘致の取組みの現状と対策であります。再生可能エネルギー関連企業や深層水の活用を検討する企業などからの問合せに対し、企業立地に係る助成制度や固定資産税の優遇措置に関する情報提供などを行っております。

また、進出企業をはじめとする地元企業へのフォローアップの取り組みとして、設備投資等に係る補助制度の情報提供や申請手続の支援などを行っており、平成30年度では12企業において、総額約1億円の新たな設備投資が行われ、6千万円の国の補助金が投入されるなどの成果があがっております。

今後も引き続き、企業立地に係る優遇制度の情報提供や、後志自動車道の開

通、新幹線の札幌延伸を見据えたアクセスの利便性など地域的優位性をアピールし、将来的なリゾート開発に伴う進出企業なども視野に、岩内港工業団地をはじめ、売却可能な町有地などへの誘致活動を進めてまいります。

6項めは、人口減少に伴う行政のスリム化、効率化、機構改革などの判断時期はいつか、についてであります。

本町において、人口減少とそれがもたらす影響は、産業、経済、社会生活、行政などの各分野に及び、大きな課題となっております。

行政において、人口減少は、経済・産業活動の縮小により、町税や地方交付税が減少する一方で、高齢化の影響により社会保障費の増加や公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など、町財政に大きな影響を及ぼしているところであります。

町では、人口減少が続く現状等に対応するため、これまで大係制の導入や各種行政改革への取り組みを実施し、職員数もこの15年で約45名減少したほか、近年においては、情報基盤整備による事務の大幅な効率化や分掌事務の集約化等に向けた検討会の設置など、常に、様々な角度からより良い行政への取り組みを展開してきたところであります。

一方、ますます多様化する住民ニーズへの対応に加え、複雑かつ高度な専門性が求められる業務、また、複数の部署が関連する横断的業務が増加していることから、これらに対応するための効果的な行政運営についての検討が必要となっております。

したがって、将来人口及び今後の行政需要等との動向も踏まえ、事務事業や組織の見直しを行うことは常に必要と考えており、引き続き、その時々の町の現状にあった最適な行政運営を可能にする組織づくりに取り組んでまいります。

3 経済政策と産業振興について

町の産業構造を見ると、一次産業の衰退が著しく、製造業や小売業にも廃業する店舗が相次ぎ、建設業や卸業が町の主力産業になっている現状です。

一方で大手スーパーやコンビニチェーン、家電量販店の進出、さらには外資系の通信販売の利用で町の経済のしくみが変わり、お金の流通が町内で循環できずに町外に流失して、商店街に限らず町全体が疲弊し続けています。

これが今、日本全国における地方の現状でもあります。

私は12月定例会の一般質問で町の経済政策を質しましたが、町が取り組む新たな施策として、近年増加している外国人観光客に産業の創出やビジネスの展開が期待できると答弁されました。

全国的には、外国人観光で脚光を浴びている例や、倶知安町のように外国人が2千人を越え、国際色豊かな光景が見られるところもあります。

こうした例は全国的にも極めて稀で、地域の特殊性や自治体・関係者のたゆまぬ努力が結実したものであり、一朝一夕になし得るものではありません。

現実の産業構造の変化と疲弊した町の経済をどのように回復させてゆくのか。その十分な手立てもなく観光産業に活路を求めようとするのか。それとも、これらが同時進行で進められて行くのか。また、観光産業に至るまでの具体的な施策は何か。町の考えを伺います。

1年間で岩内の人口が332人減少し、特に若者の都市部への流失が顕著になっています。高齢化率も将来的には50パーセントに迫る勢いで進行しています。

この町を支えるべき将来の担い手である若者への就労と定住対策をどう考えますか。

岩内町の一次産業の構成率は3.5パーセント、平成27年国勢調査で、就労者も217人と少ないが、行政や関係団体の努力では回復できる産業でもありません。

岩内港を活用した魚の養殖事業や陸上蓄養施設の整備、スケソ延縄の直接助成、野東川支流の治水対策、酪農への就援事業などがその対象となります。

こうした事業を関係団体の要請を待つのではなく、行政が自ら足を運んで協働の立場で対応するべきで、受け身の姿勢で産業の振興は成就できません。

町の取組みの姿勢を伺います。

【答 弁】

町 長：

経済政策と産業振興について、3項目のご質問であります。

1項めは、現実の産業構造の変化と疲弊した町の経済をどのように回復させてゆくのか、その十分な手立てもなく観光産業に活路を求めようとするのか、それとも、これらが同時進行で進められて行くのか、また、観光産業に至るまでの具体的な施策は何か、についてであります。

現在の町の経済につきましては、周辺環境や産業構造の変化により、これまで基幹産業であった水産業が衰退しており、加えて、地方部に見られる特徴として、生産年齢人口の減少により、経済活動全体が縮小するなど、様々な課題に直面しているところであります。

また、今後、全国的な課題として、さらなる人口減少時代が到来する状況においては、人口減少を見据えつつ、様々な分野に配慮した産業振興策を、国の政策動向や地域の要請を踏まえながら、実行していくことが重要であると考えております。

こうした中、国では、観光による交流人口の拡大は、地域経済の維持・発展に大きく寄与するものとして、観光を成長戦略と地方創生の大きな柱として位置づけ、基幹産業へ成長させるために、訪日外国人旅行者の受入拡大をはじめとする様々な取り組みを、おこなっているところであります。

この観光による消費活動は、宿泊業・運輸業・旅行業など、観光に直接関わる産業だけにとどまらず、商工業・製造業、農林水産業をはじめ、地域の様々な産業へ幅広く波及し、経済効果や雇用を創出するなど、地域経済のリーディング産業として、地域活性化に大きく貢献することが期待されているものであります。

具体的には、観光客が地域を訪れ、そこでモノやコトを消費してもらい、はじめて観光という産業が地域を支えていくこととなります。

そのために、観光客に対して、行政と産業と住民が一体となり、町の持ち味やらしさ、気質・生活・文化などを活かした地域社会そのものの商品化を行い、観光客に地域の魅力を体験していただき、ファンになってもらうことが、なによりも重要であると考えております。

こうしたことから、町では平成28年度より岩宇4町村の連携を深め、観光コンテンツの磨き上げや、体験プログラムの開発などを進めるとともに、観光地経営の視点に立った、観光地域づくりに向けて、コーディネート役を担うDMO組織の形成に係る、検討事業に取り組んでいるところであります。

いずれにいたしましても、地域経済の維持・発展には、効果的な施策の継続による既存産業への底上げも重要であります。これと合わせて、産業の枠を超えて地域の様々な関係者の参画を得ながら、持続可能な産業基盤を構築していくことが必要と考えております。

2項めは、この町を支えるべき将来の担い手である若者への就労と定住対策をどう考えるか、についてであります。

人口減少と少子高齢化が進む本町において、定住人口の維持・確保は、地域コミュニティを維持し、地域産業を活性化し、また、行政サービスを継続していく上で重要な課題であり、精力的に取り組まなければならない対策の一つとしては、都市部への進学や就職をきっかけに本町を離れた若者が、再び生まれ育った故郷にUターンで戻ってこようと思えるための地元愛の醸成と地元企業

の認知度を深めること、さらには、働く場の確保を含めた暮らし全般に関わる環境整備が重要であると考えております。

この働く場の確保のための本町のこれまでの施策としては、岩内町総合戦略に掲げる安定した雇用の創出を基本目標に、地場産業の育成や企業誘致の推進に取り組み、さらには、若年層の就労希望と地元企業を結びつけるため、ハローワーク岩内や岩内地域人材開発センターとの連携などによる就労支援を実施してきたところであります。

しかしながら、正社員の雇用創出や雇用機会の多様化などは、時間を要する課題であり、今後も関係機関と連携を図りながら継続した取り組みが必要であると認識しております。

また、厚生労働省の独立行政法人による地域雇用に関する調査・研究によりますと、地元へUターンするために希望する行政支援としては、仕事情報の提供や転居費用の支援などが挙げられ、さらには、出身地を離れるまでに地元への愛着と地元企業をより知っていることで、地元に戻ってからの働き方をイメージしやすく、Uターンを後押しする傾向にあるとの調査結果が得られております。

こうしたことから、本町では、新築住宅・中古住宅取得補助金などの支援制度や、住宅家賃や引越費用を助成する移住定住促進補助金のほか、子育てや教育、医療や福祉など、生活の質の向上を含めた暮らし全般に関わる環境整備の充実に取り組んでいるところであります。

したがって、町としては、若者がUターンで戻ってこようと思えるための地元愛の醸成と地元企業の認知度を深める取り組みとして、岩宇まちづくり連携事業の人材育成による地元産業の体験学習や地域の魅力を再認識するワークショップを進化させて、より積極的に関係性を築くことで、若年層の就労と定住人口の維持・確保に努め、地域活性化の好循環を確保したいと考えております。

3項めは、一次産業の振興事業について、関係団体の要請を待つのでなく、行政が自ら足を運んで協働の立場で対応するべきで、受け身の姿勢で産業の振興は成就出来ません、町の取り組みの姿勢を伺います、についてであります。

一次産業に対する町の取り組みといたしましては、漁業振興では、まぞい種苗放流事業や、ナマコ等増養殖実証事業などの資源増大事業をはじめ、漁業経営安定のための多岐にわたる支援を行っております。

これらについては、町と漁業協同組合による協議のもとに、北海道や後志地区水産技術普及指導所および北海道立総合研究機構中央水産試験場など、関係機関の指導を受け、取り組まれているところであり、今後も、北海道が策定した日本海漁業振興基本方針に沿って、各地で取り組まれている実証試験の状況なども参考に、有用な情報があれば、その都度、漁業協同組合と検討を行うなど情報の共有を図ってまいります。

また、農業振興では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための交付金のほか、酪農家、畜産農家の経済の安定向上と、酪農及び畜産業の振興を図ることを目的とした補助金や、町営草地の管理運営に対する支援などを行っております。

これらについても、農業委員会や酪農組合、および東部・西部環境保全会などからの意向を踏まえて、農業協同組合との協議のもと、現在も継続して実施している事業であります。

いずれにいたしましても、産業振興を推進する上で、一次産業は重要であると認識しておりますが、個別具体の産業振興策の選定においては、生産者の意向に沿った有効な支援策であることが何よりも重要と考えております。

こうした考え方にに基づき、今後においても、これまで同様に生産者との情報共有・意思疎通を十分に行うとともに、関係機関とも連携しながら、一次産業の振興が図られるよう引き続き取り組んでまいります。